

○芽室町企業誘致条例

平成12年3月27日条例第44号

改正

平成15年3月4日条例第18号

平成16年3月3日条例第5号

平成18年3月6日条例第2号

平成19年12月10日条例第25号

平成24年3月13日条例第3号

平成30年3月12日条例第11号

令和2年12月1日条例第42号

令和4年3月24日条例第15号

芽室町企業誘致条例

芽室町企業誘致条例（昭和60年条例第31号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この条例は、芽室町における産業の振興を促進するため、芽室東工業団地内に誘致する企業で、工場等を新設又は増設する者、並びに地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成19年法律第40号以下「法」という。）に基づき計画的な取組を行う者に対する優遇措置及び工場立地法（昭和34年法律第24号）第4条の2第1項の規定に基づき、同法第4条第1項の規定により公表された準則（以下「法準則」という。）に代えて適用すべき準則を定め、もって本町の総合開発の推進に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1） 工場等 事業の用に供する建物及びその付属施設をいう。
- （2） 特定事業用施設 法第13条に規定する、地域経済牽引事業計画の承認を受けた者であって、法第25条に規定する承認地域経済牽引事業（地域の成長発展の基盤強化に特に資するものとして主務大臣が定める基準に適合することについて主務大臣の確認を受けたものに限る。）のための施設の用に供する家屋又は構築物若しくはこれらの敷地である土地をいう。
- （3） 投下固定資産 所得税法施行令（昭和40年政令第96号）第6条第1号、第3号及び第7号に掲げる固定資産の投下額をいう。

- (4) 固定資産税相当額 町税条例（昭和31年条例第7号）に基づき賦課された固定資産税及び芽室町都市計画税条例（平成18年条例第45号）に基づき賦課された都市計画税のうち、土地に係る固定資産税及び土地に係る都市計画税を除いたものをいう。
- (5) 固定資産税等 町税条例に基づく固定資産税及び芽室町都市計画税条例に基づく都市計画税をいう。
- (6) 課税の免除 地方税法（昭和25年法律第226号）第6条第1項の規定により、課税をしないことをいう。
- (7) 雇用増 工場等の新設の場合にあってはその雇用者数（日々雇い入れられる者を除く。以下この号において同じ。）をいい、工場等の増設の場合にあっては当該工場等の増設に伴い増加する雇用者数をいう。

（優遇支援措置）

第3条 この条例による優遇支援措置の種類は、次のとおりとする。

- (1) 立地に伴う奨励金の交付
- (2) 課税の免除
- (3) 雇用増に伴う助成金の交付
- (4) 融資のあっせん

（交付対象者）

第4条 奨励金の交付対象となる者は、次の各号いずれにも該当するものとする。

- (1) 常時使用する従業員が3人以上で町長が別に定める事業所
- (2) 投下固定資産総額が2,300万円以上の者
- (3) 町税及び国民健康保険税を完納している者

2 工場等の増設による奨励金の交付は、新規に立地した日以降5年以内のものとする。

3 雇用増に伴う助成金の交付対象となる者は、奨励金の交付対象者であり、かつ、工場等の新設又は増設に伴う町内における雇用増が3人以上である者とする。

（交付額の算定）

第5条 奨励金の額は、工場等の新設又は増設により固定資産税等が賦課されるその年度の固定資産税相当額とする。

2 助成金の額は、工場等の新設又は増設に伴い町内の当該企業に雇用された者の数に12万円（町内在住者は18万円）を乗じて得た額で3,600万円を限度とする。

3 助成金算定の対象となる者は、前条第1項各号に規定する交付対象者に直接雇用

されている者で、かつ、北海道経済構造の転換を図るための企業立地の促進及び中小企業の競争力の強化に関する条例（平成19年北海道条例第68号）に基づく助成金算定の対象となっていない者とする。

（交付の期間）

第6条 奨励金の交付期間は、工場等の新設又は増設により新たに固定資産税等を賦課されるに至った年度から5年とする。ただし、町長が別に定める食料品製造業の工場等（主に十勝の農産物、畜産物、水産物を使用するものに限る。）については、固定資産税等を賦課されるに至った年度から10年とする。

2 第4条第1項に該当する特定事業用施設の奨励金の交付期間は、課税の免除を受けることができなくなった年度から起算して2年とする。ただし、町長が別に定める食料品製造業の工場等（主に十勝の農産物、畜産物、水産物を使用するものに限る。）については、課税の免除を受けることができなくなった年度から起算して7年とする。

3 助成金の交付期間は、第4条第3項により雇用増が確認された当該年度1年間とする。

（交付の時期）

第7条 奨励金は、その年度における固定資産税の全額納入後、その年度内に交付する。

2 助成金は、第4条第3項により雇用増が確認されたその年度内に交付する。

（交付の申請及び決定）

第8条 工場等を新設又は増設し奨励金及び助成金の交付を受けようとする者は、規則で定めるところにより、当該工場等の事業計画等を記載した申請書を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の規定により申請があったときは、その内容を審査のうえ奨励金及び助成金の交付の可否を決定し、申請者に通知するものとする。

（課税の免除の対象）

第9条 課税の免除の対象は、特定事業用施設とする。

（課税の免除の範囲）

第10条 課税の免除を行う税は、前条に定める特定事業用施設に対して課すべき固定資産税（当該事業用施設の取得の日の属する年の翌年（当該日が1月1日である場合にあつては、当該日の属する年）の4月1日の属する年度以後3年度分の固定資産税に限る。）とする。

(課税の免除の申請及び決定)

第11条 課税の免除を受けようとする者は、規則で定めるところにより、町長に申請しなければならない。

2 町長は、前項の規定により申請があったときは、その内容を審査のうえ免除の交付の可否を決定し、申請者に通知するものとする。

(変更手続)

第12条 奨励金及び助成金の交付並びに課税の免除を受けようとする者は、その工場等が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、規則で定めるところにより届け出なければならない。

(1) 第8条に定める申請書(法人にあっては法人登記簿を含む。)の記載事項に変更が生じたとき。

(2) 事業を休廃止したとき。

(3) 相続、譲渡その他の事由によって奨励金及び助成金の交付を受ける者に変更が生じたとき。

(取消し等)

第13条 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、奨励金又は助成金の交付決定を取り消し、又は交付額の全部若しくは一部を返還をさせることができる。また、課税の免除決定を取り消し、又は当該固定資産税の納付を命ずることができる。

(1) 申請書又は添付書類に虚偽の記載をしたとき。

(2) 事業を休廃止したとき。

(3) その他不正の行為があったとき。

(融資のあっせん)

第14条 町長が、必要と認めたときは、土地の取得に必要な資金の融資をあっせんすることができる。

2 前項の規定による資金の融資を取扱う金融機関は、規則で定める。

(融資あっせんの対象者)

第15条 融資あっせんの対象者は、次のとおりとする。

(1) 第4条第1項第1号及び第3号のいずれにも該当する者

(2) その他町長が特に必要と認める者

(融資の申込み)

第16条 融資を受けようとする者は、融資あっせん申込書を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項に規定する融資あっせん申込書を受理したときは、遅滞なく金融機関にあっせんをするものとする。

(法準則に代えて適用する準則の定義)

第17条 次条及び第19条に規定する「生産施設」、「緑地」又は「環境施設」の意義は、工場立地法の規定の例による。

(区域並びに緑地及び環境施設の面積の敷地面積に対する割合)

第18条 法準則に代えて適用する準則を適用する区域及び当該区域の範囲並びに当該区域における緑地及び環境施設のそれぞれの面積の敷地面積に対する割合は、次の表のとおりとする。

区域の範囲	緑地の面積の敷地面積に対する割合	環境施設的面積の敷地面積に対する割合
都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号及び2号に規定する工業地域及び工業専用地域、特別用途地区の区域	100分の5以上	100分の10以上

(既存工場等に係る面積の算定)

第19条 次項に定める場合を除き、昭和49年6月28日に設置されている又は設置のための工事が行われている工場立地法第6条第1項に規定する製造業等に係る工場又は事業場（以下「既存工場」という。）が前条の表に掲げる区域の範囲内に存する場合であって、当該既存工場等において生産施設的面積の変更（生産施設的面積の減少を除く。以下同じ。）が行われるときは、同条の表の各欄に定める割合に適合する緑地及び環境施設的面積の算定は、それぞれ次の表に掲げる式によって行うものとする。

緑地の面積	環境施設的面積
$G \geq \frac{P}{\gamma} \left(0.05 - \frac{G_0}{s} \right)$ <p>ただし、</p>	$E \geq \frac{P}{\gamma} \left(0.1 - \frac{E_0}{S} \right)$ <p>ただし、</p>

$\frac{P}{\gamma} \left(0.05 - \frac{G_0}{S} \right) > 0.05S - G_1 > 0$ <p>のときは、$G \geq 0.05S - G_1$とし、 $0.05S - G_1 \leq 0$のときは$G \geq 0$とする。</p>	$\frac{P}{\gamma} \left(0.1 - \frac{E_0}{S} \right) > 0.1S - E_1 > 0$ <p>のときは、$E \geq 0.1S - E_1$とし、 $0.1S - E_1 \leq 0$のときは$E \geq 0$とする。</p>
---	---

これらの式において、 G 、 P 、 γ 、 G_0 、 S 、 G_1 、 E 、 E_0 及び E_1 は、それぞれ次の数値を表すものとする。

G 当該変更に伴い設置する緑地の面積

P 当該変更に係る生産施設的面積

γ 当該既存工場等が属する法準則別表第1の上欄に掲げる業種についての同表の下欄に掲げる割合

G_0 当該変更に係る届出前に設置されている緑地（当該届出前に届けられた緑地の面積変更に係るものを含む。）の面積の合計のうち、昭和49年6月29日以降の当該変更以外の生産施設的面積の変更に伴い最低限設置することが必要な緑地の面積の合計を超える面積

S 当該既存工場等の敷地面積

G_1 当該変更に係る届出前に設置されている緑地（当該届出前に届け出られた緑地の面積の変更に係るものを含む。）の面積の合計

E 当該変更に伴い設置する環境施設的面積

E_0 当該変更に係る届出前に設置されている環境施設（当該届出前に届けられた環境施設的面積変更に係るものを含む。）の面積の合計のうち、昭和49年6月29日以降の当該変更以外の生産施設的面積の変更に伴い最低限設置することが必要な環境施設的面積の合計を超える面積

E_1 当該変更に係る届出前に設置されている環境施設（当該届出前に届け出られた環境施設的面積の変更に係るものを含む。）の面積の合計

2 法準則別表第1の上欄に掲げる2以上の業種に属する既存工場等が前条の表に掲げる区域の範囲内に存する場合であって、当該既存工場等において生産施設的面積の変更が行われるときは、同表の各欄に定める割合に適合する緑地及び環境施設的面積の算定は、それぞれ次の表に掲げる式によって行うものとする。

緑地の面積	環境施設的面積
-------	---------

$G \geq \sum_{j=1}^n \frac{P_j}{\gamma_j} \left(0.05 - \frac{G_0}{S} \right)$ <p>ただし、</p> $\sum_{j=1}^n \frac{P_j}{\gamma_j} \left(0.05 - \frac{G_0}{S} \right) > 0.05S - G_1 > 0$ <p>のときは、$G \geq 0.05S - G_1$とし、 $0.05S - G_1 \leq 0$のときは$G \geq 0$とする。</p>	$E \geq \sum_{j=1}^n \frac{P_j}{\gamma_j} \left(0.1 - \frac{E_0}{S} \right)$ <p>ただし、</p> $\sum_{j=1}^n \frac{P_j}{\gamma_j} \left(0.1 - \frac{E_0}{S} \right) > 0.1S - E_1 > 0$ <p>のときは、$E \geq 0.1S - E_1$とし、 $0.1S - E_1 \leq 0$のときは$E \geq 0$とする。</p>
<p>これらの式において、G、n、P_j、γ_j、G_0、S、G_1、E、E_0及びE_1は、それぞれ次の数値を表すものとする。</p> <p>G 当該変更に伴い設置する緑地の面積 n 当該既存工場等が属する業種の個数 P_j 当該変更に係る j 業種に属する生産施設の面積 γ_j j 業種についての法準則別表第1の下欄に掲げる割合 G_0 当該変更に係る届出前に設置されている緑地（当該届出前に届け出られた緑地の面積の変更に係るものを含む。）の面積の合計のうち、昭和49年6月29日以降の当該変更以外の生産施設の面積の変更に伴い最低限設置することが必要な緑地の面積の合計を超える面積 S 当該既存工場等の敷地面積 G_1 当該変更に係る届出前に設置されている緑地（当該届出前に届け出られた緑地の面積の変更に係るものを含む。）の面積の合計 E 当該変更に伴い設置する環境施設の面積 E_0 当該変更に係る届出前に設置されている環境施設（当該届出前に届け出られた環境施設の面積の変更に係るものを含む。）の面積の合計のうち、昭和49年6月29日以降の当該変更以外の生産施設の面積の変更に伴い最低限設置することが必要な環境施設の面積の合計を超える面積 E_1 当該変更に係る届出前に設置されている環境施設（当該届出前に届け出られた環境施設の面積の変更に係るものを含む。）の面積の合計</p>	

(委任)

第20条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の芽室町企業誘致条例第3条又は第11条の規定により決定を受けている者の当該決定に係る措置については、なお従前の例による。

附 則 (平成15年条例第18号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の芽室町企業誘致条例第4条及び第5条のただし書の規定により決定を受けている者、又は低開発地域工業開発促進のための固定資産税の免除に関する条例を廃止する条例(平成15年芽室町条例第12号)の適用を受け課税を免除される者の当該決定に係る措置については、なお従前の例による。

附 則 (平成16年条例第5号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成16年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の芽室町企業誘致条例第3条又は第5条の規定により決定を受けている者の当該決定に係る措置については、なお従前の例による。

附 則 (平成18年条例第2号)

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年条例第25号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の芽室町企業誘致条例の規定により決定を受けている者の当該決定に係る措置については、なお従前の例による。

附 則 (平成24年3月13日条例第3号)

- 1 この条例は、平成24年4月1日から施行し、改正後の第4条第3項の規定は、平

成20年4月1日から適用する。

- 2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の芽室町企業誘致条例第3条第2項及び第5条第1項の規定により決定を受けている者の当該決定に係る措置については、なお従前の例による。

附 則（平成30年3月12日条例第11号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の芽室町企業誘致条例の規定により決定を受けている者の当該決定にかかる措置については、なお従前の例による。

附 則（令和2年12月1日条例第42号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和4年3月24日条例第15号）

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和 年 月 日条例第 号）

この条例は、令和6年4月1日から施行する。